

## 第1回 太田川住民意見を聴く会(西区会場)

日時:平成19年10月4日(木)

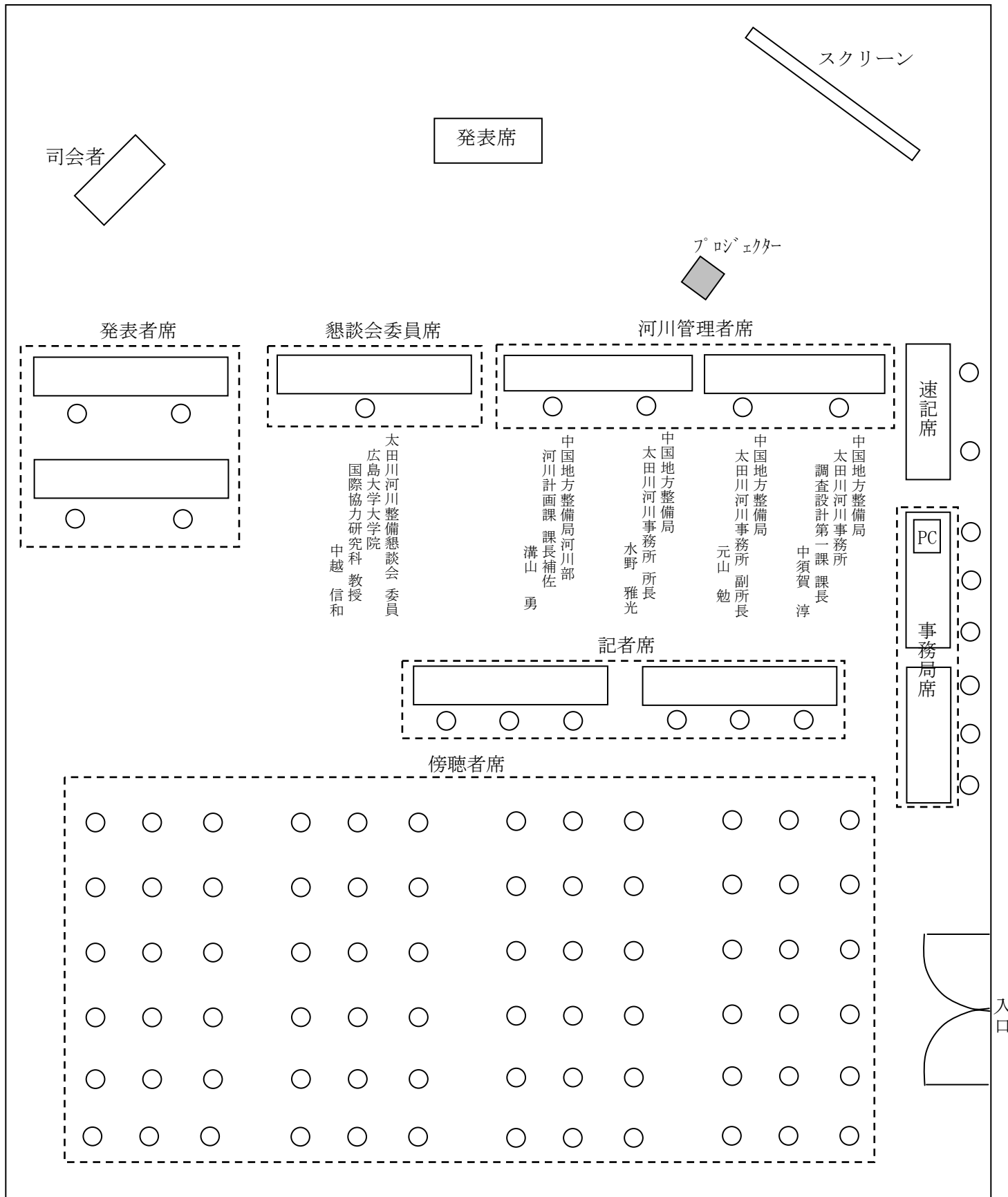
14:00~15:00(予定)

場所:西区民文化センター

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 太田川住民意見を聴く会及び太田川の概要について(説明)
  - (1) 太田川住民意見を聴く会について
  - (2) 太田川の概要
  - (3) 住民アンケート結果の概要
4. 発 表
5. 閉 会

# 座席表



## 第1回 太田川住民意見を聴く会(西区会場) 資料一覧

議事次第

座席表

発表規定

傍聴要領

### 資料-1 太田川住民意見を聴く会及び太田川の概要について

- ・河川整備基本方針と河川整備計画について
- ・意見聴取の方法
- ・関係住民からの意見聴取の具体的方法
- ・太田川の概要
- ・住民アンケート結果の概要

### 資料-2 第1回 太田川住民意見を聴く会 全会場 発表一覧及び発表要旨

### 参考資料-1 太田川流域図

### 参考資料-2 太田川水系河川整備基本方針 本文

# 太田川住民意見を聴く会 発表規定

## (主旨)

国土交通省中国地方整備局では、「太田川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定のため、河川整備計画(原案)の作成に先立ち、太田川の川づくりに対し期待することや、取り組んで欲しいことなどについてご意見を募集しています。

「太田川住民意見を聴く会」は関係する住民の方々から、幅広く、さまざまなご意見をお聴きすることを目的に開催するものです。

本発表規定は、太田川住民意見を聴く会を円滑に進めるため、発表に際し必要な事項を定めたものです。

## (発表)

- 1) 発表者の受付は、太田川住民意見を聴く会開催予定時間の 30 分前から開始し、開始 10 分前に終了します。
- 2) 発表者は、会場に入室する前に受付において、「発表者決定通知書」及び免許証などの本人と確認できるものをご提示下さい。  
(代理人による発表は出来ません。)
- 3) 発表者お一人の時間は、7 分以内とします。  
また、太田川河川整備懇談会委員、河川管理者から発言の内容や主旨を確認させていただくことがあります。
- 4) 発表者が述べる意見は、「太田川住民意見を聴く会」発表要旨の内容に限ります。
- 5) 発表の際に、P C の使用を希望される方は、10 月 2 日 17 時(必着)までに、当日資料するファイル(パワーポイント等)を、『国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課「太田川住民意見を聴く会」係』宛てに送付して下さい。
- 6) 傍聴者に配布したい資料がありましたら、A 4 サイズ 1 枚以内にまとめて、10 月 2 日 17 時(必着)までに、『国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課「太田川住民意見を聴く会」係』宛てに送付して下さい。
- 7) 発表者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ①携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
  - ②会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
  - ③プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
  - ④前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 8) 発表者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。
- 9) 以上のほか、発表者は河川管理者の指示に従ってください。

## (公表)

- 1) 「太田川住民意見を聴く会」発表要旨については、公表用の部分をコピーしたものを、太田川住民意見を聴く会当日に配付します。あわせて、事前に提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 発言内容及び当日配付した資料については、個人名を除き、後日、太田川河川事務所ホームページにおいて公表させていただきます。

## 太田川住民意見を聴く会 傍聴要領

### (主旨)

国土交通省中国地方整備局では、「太田川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定のため、河川整備計画(原案)の作成に先立ち、太田川の川づくりに対し期待することや、取り組んで欲しいことなどについてご意見を募集しています。

「太田川住民意見を聴く会」は関係する住民の方々から、幅広く、さまざまなご意見をお聴きすることを目的に開催するものです。

本傍聴要領は、太田川住民意見を聴く会を円滑に進めるため、傍聴に際し必要な事項を定めたものです。

### (傍聴)

- 1) 太田川住民意見を聴く会を傍聴される方は、会場に入室する前に受付において氏名、住所、年齢を記入してください。
- 2) 多くの方に参加いただけるような席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい。  
(入場は先着順です。)
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 会場の撮影、録画をしてはならない。  
(ただし、河川管理者が許可した場合は、この限りではない。)
  - ② 会場の録音をしてはならない。
  - ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
  - ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
  - ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
  - ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
  - ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
  - ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
  - ⑨ 前項のほか、進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴者は河川管理者の指示に従ってください。